

社会福祉法人ゆうゆう会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆうゆう会の役員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員には、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。
 - 3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に準ずる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬額)

第6条 役員の報酬額等に対し、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
理事長	200万円
評議員	7万円
理事	7万円
監事	20万円
評議員選任・解任委員	5万円

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十三条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

(旧規則の廃止)

平成27年4月1日より実施の「社会福祉法人ゆうゆう会 役員等報酬及び費用弁償規程」は、これを廃止する。

別表（役員等の支給）

（1）評議員

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員会出席報酬（日額）	10,000 円	2,000 円
評議員業務報酬（日額）	10,000 円	2,000 円

（2）理事

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事会出席報酬（日額）	10,000 円	2,000 円
理事業務報酬（日額）	10,000 円	2,000 円

（3）監事

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員会・理事会出席報酬（日額）	10,000 円	2,000 円
監事監査等監事業務報酬（日額）	30,000 円	2,000 円

（4）評議員選任・解任委員

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員選任・解任委員会等 会議出席報酬（日額）	10,000 円	2,000 円